

【参考2】 インターネット活用業務実施基準（案）修正の内容

下線部・・・修正箇所

修正案	10月15日認可申請案
(インターネット活用業務審査・評価委員会)	(インターネット活用業務審査・評価委員会)
第9条 インターネット活用業務における適切性の確保に資するため、協会の会長の諮問機関として、学識経験者からなるインターネット活用業務審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）を置く。	第9条 インターネット活用業務における適切性の確保に資するため、協会の会長の諮問機関として、学識経験者からなるインターネット活用業務審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）を置く。
<u>2 審査・評価委員会の委員の委嘱にあたっては、市場競争の評価等に関する知見を有し、客観的かつ中立公正な判断をすることができる者を選定することとする。</u>	<u>2 実施計画の策定ならびに前条第1項および第2項の評価にあたっては、審査・評価委員会に、インターネット活用業務の公共性および市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの見解を求め、これを尊重する。</u>
<u>4 審査・評価委員会は、実施計画の策定ならびに前条第1項および第2項の評価のために必要と認めるときは、インターネット活用業務に係るサービスと同種のサービスを行う事業者（以下「競合事業者」という。）および協会が委託等によりインターネット活用業務の一部を担わせる事業者（以下「外部事業者」という。）に意見を求めることができる。</u>	<u>3 前条のインターネット活用業務の実施状況の公表および評価のあり方については、審査・評価委員会の見解等を踏まえて不断に見直す。</u>
<u>5 前条のインターネット活用業務の実施状況の公表および評価のあり方については、審査・評価委員会の見解等を踏まえて不断に見直す。</u>	<u>4 審査・評価委員会の規程、議事の概要、会合における配付資料およびその他の資料は、審査・評価委員会の定めるところにより、原則として公表する。公表は、協会のウェブサイトに</u>

修正案	10月15日認可申請案
<p>掲載して行う。</p> <p><u>7 審査・評価委員会の運営に必要な事項については、審査・評価委員会の定めるところによる。</u></p>	<p>掲載して行う。</p>
<p>(放送法上の努力義務に係る取り組み)</p> <p>第10条 2号受信料財源業務および2号有料業務の実施にあたっては、地方向けの放送番組を提供するよう努めるとともに、他の放送事業者との連携・協調を深める観点から、他の放送事業者が行う当該業務に相当する業務の円滑な実施に協力するよう努める。</p> <p>2 前項に係る取り組みを積極的に進めることとし、地方向け放送番組の提供に向けた設備整備、他の放送事業者との連携・協調に資する方法による放送番組の提供等、その具体的な業務の内容については、実施計画において各事業年度の計画を明らかにする。</p>	<p>(放送法上の努力義務に係る取り組み)</p> <p>第10条 2号受信料財源業務および2号有料業務の実施にあたっては、地方向けの放送番組を提供するよう努めるとともに、他の放送事業者との連携・協調を深める観点から、他の放送事業者が行う当該業務に相当する業務の円滑な実施に協力するよう努める。</p> <p>2 前項に係る取り組みを積極的に進めることとし、地方向け放送番組の<u>早期提供</u>に向けた<u>拠点放送局【注2】における設備整備</u>、他の放送事業者との連携・協調に資する方法による放送番組の提供等、その具体的な業務の内容については、実施計画において各事業年度の計画を明らかにする。</p> <p>3 前項の業務のうち2号受信料財源業務に係るもの（本項および次項において「対象業務」という。）の実施に要する費用については、第17条第1項の費用の上限とは別に、各事業年度の実施計画において対象業務の内容および実施予定額を明示する。</p> <p>4 前項の対象業務の内容および実施予定額を定めるにあたっては、法の趣旨を踏まえつつ費用の効率的な管理に努めることとし、各事業年度における実施予定額は28億円以下とする。</p>
<p>(ユニバーサル・サービスへの取り組み)</p> <p>第11条 インターネット活用業務の実施にあたっては、共生社会の実現に貢献するため、人にやさしい放送・サービスを補完する手段としての活用を推進する。</p>	<p>(ユニバーサル・サービスへの取り組み)</p> <p>第11条 インターネット活用業務の実施にあたっては、共生社会の実現に貢献するため、人にやさしい放送・サービスを補完する手段としての活用を推進する。</p>

修正案	10月15日認可申請案
<p>2 前項に係る取り組みとして、提供情報の自動生成等に係る技術を活用し、視覚・聴覚障害者や高齢者、在留・訪日外国人等に向けた字幕、解説音声および手話によるユニバーサル・サービスに係る情報のインターネットを通じた提供を行うこととし、その具体的な業務の内容については、各事業年度の実施計画において明らかにする。</p>	<p>2 前項に係る取り組みとして、提供情報の自動生成等に係る技術を活用し、視覚・聴覚障害者や高齢者、在留・訪日外国人等に向けた字幕、解説音声および手話によるユニバーサル・サービスに係る情報のインターネットを通じた提供を行うこととし、その具体的な業務の内容については、各事業年度の実施計画において明らかにする。</p> <p>3 前項の業務のうち2号受信料財源業務としてインターネットのみで提供する情報に係るもの（本項および次項において「対象業務」という。）の実施に要する費用については、第17条第1項の費用の上限とは別に、各事業年度の実施計画において対象業務の内容および実施予定額を明示する。</p> <p>4 前項の対象業務の内容および実施予定額を定めるにあたっては、第1項の趣旨を踏まえつつ費用の効率的な管理に努めることとし、各事業年度における実施予定額は7億円以下とする。</p>
<p>(国際インターネット活用業務への取り組み)</p> <p>第12条 国際インターネット活用業務の実施にあたっては、情報を効率的・効果的に届けることができるインターネットの特性を生かし、全世界へ向けた情報発信を強化するとともに訪日・在留外国人に必要な情報を適切に提供する観点から、国際放送および協会国際衛星放送の放送番組等の提供の充実に努める。</p> <p>2 前項に係る具体的な業務の内容については、各事業年度の実施計画において明らかにする。</p>	<p>(国際インターネット活用業務への取り組み)</p> <p>第12条 国際インターネット活用業務の実施にあたっては、全世界へ向けた情報発信を強化する観点から、情報を効率的・効果的に届けることができるインターネットの特性を生かし、国際放送および協会国際衛星放送の放送番組等の提供の充実に努める。</p> <p>2 前項に係る具体的な業務の内容については、各事業年度の実施計画において明らかにする。</p> <p>3 前項の業務のうち2号受信料財源業務に係るもの（本項および次項において「対象業務」という。）の実施に要する費用については、第17条第1項の費用の上限とは別に、各事業年度</p>

修正案	10月15日認可申請案
	<p>の実施計画において対象業務の内容および実施予定額を明示する。</p> <p>4 前項の対象業務の内容および実施予定額を定めるにあたっては、第1項の趣旨を踏まえつつ費用の効率的な管理に努めることとし、各事業年度における実施予定額は35億円以下とする。</p>
<p>(料金その他の提供条件)</p> <p>第15条 2号受信料財源業務は、利用者に対価を求めることなく実施する。</p> <p>2 地上テレビ常時同時配信および地上テレビ見逃し番組配信に係る業務（以下総称して「地上テレビ常時同時配信等業務」という。）の実施にあたっては、受信料制度を毀損することのないようするため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。</p> <p>一～四〔略〕</p> <p>3 地上テレビ常時同時配信の一部として災害時における国民の生命・財産の保護等に資するための情報その他の国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって特に迅速に提供すべきものを伝える放送番組を提供するときは、臨時かつ一時的に、前項第1号のメッセージを表示しないで地上テレビ常時同時配信を行う措置を講ずることがある。</p>	<p>(料金その他の提供条件)</p> <p>第15条 2号受信料財源業務は、利用者に対価を求めることなく実施する。</p> <p>2 地上テレビ常時同時配信および地上テレビ見逃し番組配信に係る業務（以下総称して「地上テレビ常時同時配信等業務」という。）の実施にあたっては、受信料制度を毀損することのないようするため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。</p> <p>一～四〔略〕</p> <p>3 地上テレビ常時同時配信の一部として災害時における国民の生命・財産の保護等に資するための情報その他の国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって特に迅速に提供すべきものを伝える放送番組を提供するときは、臨時かつ一時的に、前項第1号のメッセージを表示しないで地上テレビ常時同時配信を行う措置を講ずることがある。</p> <p>4 地上テレビ常時同時配信等業務に係るサービスの利用申込みを促進するため、臨時かつ一時的に、第2項第1号のメッセージを表示しないで地上テレビ常時同時配信を行うとともに、地上テレビ見逃し番組配信を広く一般に利用可能とする措置を講ずることがある。当該措置は一回あたり24時間以内に限るものとし、その回数は年に2回を限度とする。</p>

修正案	10月15日認可申請案
(放送番組等の点検と提供の終了) 第18条 2号受信料財源業務により行う個々の放送番組または理解増進情報の提供については、少なくとも年1回、その社会的意義を勘案して必要性・有効性を点検し、それらがなくなつたと判断したものはその時点で終了する。 2 前項の点検の結果については、協会のウェブサイトで公表するとともに、審査・評価委員会にその概要を報告する。	(放送番組等の点検と提供の終了) 第18条 2号受信料財源業務により行う個々の放送番組または理解増進情報の提供については、少なくとも年1回、その社会的意義を勘案して必要性・有効性を点検し、それらがなくなつたと判断したものはその時点で終了する。
(区分経理等) 第42条 放送法施行規則に従い、2号受信料財源業務および3号受信料財源業務（以下総称して「受信料財源業務」という。）に係る経理は一般勘定に、2号有料業務および3号有料業務（以下総称して「有料業務」という。）に係る経理は有料インターネット活用業務勘定に区分して整理する。 2 受信料財源業務に係る経理については、常時同時配信等業務に係る費用、2号受信料財源業務に係る費用および3号受信料財源業務に係る費用を他の業務とは区分してそれぞれ整理する。 3 有料業務に係る経理については、2号有料業務に係る費用および3号有料業務に係る費用を他の業務とは区分して整理する。 4 費用の計上にあたっては、インターネット活用業務の費用として特定できるものはそれぞれの業務に直課するとともに、複数の業務に係る経費は、放送法施行規則第32条第4項に基づき、実施計画で明示する適正な配賦基準により、費用の特性に応じ、それぞれの業務に配賦して整理する。 5 費用の整理に関する計算方法について、次に	(区分経理等) 第42条 放送法施行規則に従い、2号受信料財源業務および3号受信料財源業務（以下総称して「受信料財源業務」という。）に係る経理は一般勘定に、2号有料業務および3号有料業務（以下総称して「有料業務」という。）に係る経理は有料インターネット活用業務勘定に区分して整理する。 2 受信料財源業務に係る経理については、常時同時配信等業務に係る費用、2号受信料財源業務に係る費用および3号受信料財源業務に係る費用を他の業務とは区分してそれぞれ整理する。 3 有料業務に係る経理については、2号有料業務に係る費用および3号有料業務に係る費用を他の業務とは区分して整理する。 4 費用の計上にあたっては、インターネット活用業務の費用として特定できるものはそれぞれの業務に直課するとともに、複数の業務に係る経費は、放送法施行規則第32条第4項に基づき、実施計画で明示する適正な配賦基準により、費用の特性に応じ、それぞれの業務に配賦して整理する。 5 費用の整理に関する計算方法について、次に

修正案	10月15日認可申請案
<p>掲げる事項を実施計画で定める。</p> <p>一～三　〔略〕</p> <p>6 每事業年度の開始前および終了後に、当該年度に実施する、または実施したインターネット活用業務の費用を第1項から第5項までの規定により整理し、放送法施行規則第32条第6項の様式にしたがって費用明細表を作成する。</p>	<p>掲げる事項を実施計画で定める。</p> <p>一～三　〔略〕</p> <p>6 每事業年度の開始前および終了後に、当該年度に実施する、または実施したインターネット活用業務の費用を第1項から第5項までの規定により整理し、放送法施行規則第32条第6項の様式にしたがって費用明細表を作成する。<u>費用明細表の作成にあたっては、第17条第1項の上限ならびに第10条第4項、第11条第4項および第12条第4項の実施予定額ごとに、各費用の内訳を表示する。</u></p>
<p>7～9　〔略〕</p> <p>(検討)</p> <p>第45条 有料インターネット活用業務勘定において繰越欠損金が解消したときは、2号有料業務に係るサービスのその後の利用料金の考え方についてあらためて検討し、この基準の見直しその他必要な措置を講ずる。</p> <p>2 2号有料業務については、毎事業年度の有料インターネット活用業務勘定の収支等を踏まえて2号有料業務に係るサービスや運用体制の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>7～9　〔略〕</p> <p>(検討)</p> <p>第45条 有料インターネット活用業務勘定において繰越欠損金が解消したときは、2号有料業務に係るサービスのその後の利用料金の考え方についてあらためて検討し、この基準の見直しその他必要な措置を講ずる。</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>第1条 この基準は、<u>総務大臣の認可を得た日</u>から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>第1条 この基準は、<u>放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第23号）の施行の日</u>から施行する。</p>
<p>2・3　〔略〕</p> <p>(地上テレビ常時同時配信の段階的実施)</p> <p>第2条 第13条第1項第1号イ(ア)および(イ)の放送中番組の提供については、<u>令和元年度の実施計画</u>において定める当該提供の開始の日から令和2年3月31日までの間、第15条第2項の</p>	<p>2・3　〔略〕</p> <p>(令和元年度中の放送中番組の提供)</p> <p>第2条 第13条第1項第1号イ(ア)および(イ)の放送中番組の提供については、令和2年3月31日までの間、第15条第2項の措置の円滑な実施に資するよう、設備への負荷や利用の状況を</p>

修正案	10月15日認可申請案
<p>措置の円滑な実施に資するよう、設備への負荷や利用の状況を確認するため、総合テレビジョン放送および教育テレビジョン放送の放送番組を一日に各17時間程度（災害時等においてはこれを超えることがある。）連続的に提供するものとし、それらを地上テレビ常時同時配信とみなす。</p> <p><u>2 令和2年4月1日から当分の間、第13条第1項第1号イ(ア)および(イ)の放送中番組の提供について</u>は、それぞれ提供時間を限定して行うものとし、それらを地上テレビ常時同時配信とみなす。具体的な提供時間等については、当該事業年度の実施計画において明らかにする。当該限定の終了については、2号受信料財源業務に係る実施費用の支出状況、利用者等の意向・利用状況等を勘案して判断したうえで、実施計画においてその計画を明らかにする。</p> <p><u>(地方向け放送番組の提供に係る計画)</u></p> <p>第3条 令和3年度以降の地方向け放送番組の提供に係る取り組みについては、令和2年度中にその計画を明らかにする。</p> <p><u>(オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組み)</u></p> <p>第4条 令和2年に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会（以下「大会」という。）にあたっては、日本で開催されるナショナルイベントに関する情報提供に対する視聴者・国民の期待に応えるため、他の放送事業者との連携・協調関係に配慮しつつ、契約により確保した権利を活用してインターネット活用業務を実施する。</p> <p>2 前項に係る業務として、大会の競技・聖火リレー中継番組および関連番組に係る理解増進情</p>	<p>確認するため、総合テレビジョン放送および教育テレビジョン放送の放送番組を一日に各17時間程度（災害時等においてはこれを超えることがある。）連続的に提供するものとし、それらを地上テレビ常時同時配信とみなす。</p>

修正案	10月15日認可申請案
報の提供を行うこととし、その具体的な内容については、令和2年度の実施計画において明らかにする。	報の提供を行うこととし、その具体的な内容については、令和2年度の実施計画において明らかにする。
3 前項の業務のうち専用ウェブサイト・アプリケーション等を通じた大会に関する情報の提供（本項および次項において「対象業務」という。）に要する費用については、第17条第1項の費用の上限とは別に、令和2年度の実施計画において対象業務の内容および実施予定額を明示する。	3 前項の業務のうち専用ウェブサイト・アプリケーション等を通じた大会に関する情報の提供（本項および次項において「対象業務」という。）に要する費用については、第17条第1項の費用の上限とは別に、令和2年度の実施計画において対象業務の内容および実施予定額を明示する。なお、 <u>第10条第3項、第11条第3項および第12条第3項に該当する情報の提供に要する費用の取り扱いについては、各規定に定めるところによる。</u>
4 前項の対象業務の内容および実施予定額を定めるにあたっては、第1項の趣旨を踏まえつつ費用の効率的な管理に努めることとし、令和2年度の実施予定額は20億円以下とする。	4 前項の対象業務の内容および実施予定額を定めるにあたっては、第1項の趣旨を踏まえつつ費用の効率的な管理に努めることとし、令和2年度の実施予定額は20億円以下とする。
5 令和2年度に係る第42条第6項の費用明細表には、前項の実施予定額に係る費用の内訳をあわせて表示する。	5 令和2年度に係る第42条第6項の費用明細表の作成にあたっては、 <u>同項に定める費用の内訳に加えて、前項の実施予定額に係る費用の内訳を表示する。</u>
6 大会に際しては、第14条第4項に定める提供対象地域において、 <u>競技中継番組および関連番組について、第15条第2項第1号のメッセージを表示しないで地上テレビ常時同時配信を行うことがある。</u>	6 大会に際しては、第14条第4項に定める提供対象地域において、 <u>第15条第2項第1号のメッセージを表示しないで地上テレビ常時同時配信を行うとともに、地上テレビ見逃し番組配信を広く一般に利用可能とする措置を講ずることがある。具体的な期間、方法等については、令和2年度の実施計画において明らかにする。</u>
(令和2年度における業務実施費用の取り扱い)	
第5条 令和2年度に行うインターネット活用業務については、次の各号に掲げる新規業務を円滑に実施するため、第17条第1項の規定にか	

修正案	10月15日認可申請案
<p>かわらず、予算執行時に同項に定める上限を超過することがある。その場合、他の項からの予算の流用について、予算総則の定めに従い経営委員会の議決を経ることとし、次の各号に掲げる業務に要した費用を協会のウェブサイトおよび令和2年度の業務報告書に掲載して公表する。ただし、当該超過する額は、次の各号に掲げる業務に要した費用の合計または3億円のいずれか小さい額を超えないものとする。</p> <p>一 第10条の業務のうち、地上テレビ見逃し番組配信による地方向け放送番組の提供に係るもの</p> <p>二 第12条の業務のうち、自動翻訳技術による字幕を用いて、国際放送および協会国際衛星放送の放送番組の英語以外の言語による理解増進情報を提供するもの</p>	
(令和元年度の実施計画の届出等)	(令和元年度の実施計画の届出等)
第6条 第7条の規定にかかわらず、令和元年度の実施計画については、この基準の施行の日以後、遅滞なく総務大臣に届け出るとともに、協会のウェブサイトに掲載して公表する。	第4条 第7条の規定にかかわらず、令和元年度の実施計画については、放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第23号）の施行の日以後、遅滞なく総務大臣に届け出るとともに、協会のウェブサイトに掲載して公表する。
(実施基準の見直し)	(実施基準の見直し)
第9条 この基準は、インターネット活用業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案して、隨時必要な見直しを行うこととする。	第7条 この基準は、インターネット活用業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案して、遅くとも令和5年度末までに必要な見直しを行うこととする。

※ このほか、条・項の追加や注の位置変更等に伴う字句修正がある。